

都市計画税の導入検討・市街化区域の見直しに係る市民懇談会
意見交換要旨（富波松陽台自治会）

日時	平成31年2月9日（土） 10:00～11:30
会場	富波松陽台自治会館
参加者	市民20人
出席職員	（政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名 （都市計画課） 布施課長

発言要旨		分類
意見	増税されることは分かった。反対するわけではないが、理由を明確にして欲しい。具体的に、何に使われるのか。一般論として「防災のために使う」「教育が良くなる」などではなく、我々の生活がどう変わるのか教えて欲しい。	使途
回答	都市計画税は、特定の道路を整備するから課税するというものではなく、都市基盤整備に必要な財源を確保するための目的税である。まちづくりの方針としては、これまでから総合計画等において示しているものの、財源が明確でなく、実効性が担保されていなかった。来年度から次期総合計画の検討を進める予定であり、都市計画税制度を導入したうえで、より具体的に市民とまちをどうしていくのかという議論ができるものと考えている。	
意見	湖南省では、都市計画税を導入していないということだが、野洲市と同様に田畑に囲まれており、工業団地も有している。似たような状況であるのに、なぜ湖南省では導入しないのか。野洲市との違いは何なのか。	まちづくり
回答	都市計画税の導入検討は、今後、野洲市がどのようなまちづくりを行っていくかということに繋がる。全国的にも珍しく湖南地域ではまだ発展していく可能性がある中で、それぞれの自治体ごとに考えはあるだろうが、野洲市としても草津市や守山市と同様に都市基盤整備を行いながら発展していこうとするのか、それとも市街化区域の拡大等はせずに、必要最小限の生活環境を維持していこうとするのか。市民懇談会を通じて、市民と意見交換をさせていただき、市議会において熟議していただくとするもの。	
意見	若者の定住化を図るとのことであるが、都市計画をどのように考えているのか？	
回答	市内事業所では、現在、施設拡張などが盛んであるが、市内に従業員が住める新たな宅地がほとんどない。そのため、市街化区域の拡大を図り、若い世代が住める住宅用地を確保したいと考えている。	
意見	市議会において、「市街化区域にのみ税金を課することは不公平ではないか」という質問に対して、市は、「都市基盤整備により利用価値が高くなるため、受益者に一定の負担をお願いするもの」と回答している。しかし、市街化区域では市街化調整区域に比べて、既に高い固定資産税を払っているため、更に都市計画税が課税されるのは二重取りとなるのではないのか。	制度
回答	固定資産税は、普通税として教育や福祉など行政サービス一般に充てるものである。一方で、都市計画税は都市基盤整備事業に充てるための目的税である。どちらも資産に着目して課税する税金ではあるが、目的が違うため、地方税法においても明確に分けられているものであり、二重取りではない。	

発言要旨		分類
意見	市内の空き家率はどの程度なのか。また人口推移について、市街化区域を拡大した場合のシミュレーションも行っているのか。	まちづくり
回答	市内の空き家率は、平成25年の統計調査で13.8%となっている。市街化区域の拡大については、大津・湖南地区全体で滋賀県が決定することとなるため、野洲市単独で決めることはできないが、次期の総合計画や都市計画マスタープランの検討において、人口推移のシミュレーションは示せるものと考えている。	
意見	都市計画税を導入した場合、年間で約3.5億円の税収が見込まれるとのことだが、例えば市街化区域だけでなく、市内全域に課税して3.5億円の税収を確保しようとした場合には、税額負担はどれくらいになるか試算しているのか。	制度
回答	3.5億円の歳入確保を目的としたものではなく、今後のまちづくりを考えるうえで、都市基盤整備事業に充当する都市計画税という制度の導入を提案しているものであり、そのような試算は行っていない。	
意見	市街化区域と市街化調整区域で分けるから、話がややこしくなっている。全市民が広く、薄く負担すれば良いのではないか。	
回答	近隣各市では、一般的に導入されている制度である。本市では、合併以前は都市化を目指さずに、企業誘致を最優先としたまちづくりを進めてきた。しかし、都市化を進めて行くならば、標準的な財政装備である都市計画税の導入が必要となる。	
意見	なぜ「細流の郷」は地区計画区域になったのか。	その他
回答	元々、昭和43年頃からこの地区には製薬工場があったが、平成13年頃に製薬工場が撤退することとなり、その後の土地利用について地域も交えての議論の結果、周辺の住宅地と同様のまちづくりをしていくこととなったため、平成20年に地区計画が設定されたものである。	
意見	主な都市基盤整備事業に、過去12年間で投入した一般財源は、年間平均6億円程度であり、税率0.2%では約3.5億円の収入見込みとのことである。個人的には払いたくはないが、必要なものであれば税率0.2%ではなく、0.3%とすべきではないか。	導入(案)
回答	平均的には年間6億円程度となるが、年度によって波があること、また近隣市の状況を踏まえて、無理をせずに0.2%で提案しているものである。	
意見	逆に0.1%課税として、別の方法で広く浅く負担を求めるべきではないか。市街化調整区域に、人口の約3割の方が住まわれている状況からすると、税の公平性が担保されていないように感じる。	制度
回答	土地利用の自由度からすると、市街化区域と市街化調整区域では大きな違いがある。都市計画税は、そうした自由度の違いに着目したものである。	
意見	野洲市は、これまでから都市計画税を導入しなくてもやってこれた。今後も、税金を上げずにまちづくりを進めて欲しい。	まちづくり
回答	このまま都市計画税を導入せずとも、財政破綻するようなことはない。このまま市街化区域の拡大を図らずにいくのか、それとも守山市、草津市のように都市化を目指したまちづくりを進めていくのかの岐路にある。	